令和８年 11 月４日

関係事業者団体　各位

国税庁
経済産業省

飲食料品の消費税率引下げに関する説明会等への講師派遣について（依頼）

平素より税務行政への御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和９年４月１日から２年間の飲食料品の消費税率引下げについては、現在国会において法案が審議されているところです。

国税庁においては、関係する事業者の方が早期に準備に着手できるよう、周知・広報を実施しているところ、事業者の方々に飲食料品の消費税率引下げについての準備や対応を行っていただくに当たり、団体開催の会員事業者の方々向けの説明会・研修会への国税職員の講師派遣を行っています。

つきましては、講師派遣についてご要望がございましたら、別添「講師派遣申込要領」をご確認の上、お申込みください。

また、国税庁ホームページの特設サイトでは、飲食料品の消費税率引下げに係る各種資料を掲載しておりますので、ご活用いただきますよう、併せて会員事業者の方々へ周知いただければ幸いです。

参考

○　消費税率引下げ特設サイト

○　消費税軽減税率・インボイスコールセンター
【専用ダイヤル】 0120-205-553
【受付時間】　　9:00～17:00　土日祝除く